

公益社団法人 日本設計工学会
武藤栄次賞規程

2005年	11月	2日	庶務会計部会承認
2005年	11月	8日	理事会承認（制定）
2006年	3月	1日	庶務会計部会承認
2006年	3月	6日	理事会承認（改訂）
2007年	6月	27日	庶務会計部会承認
2007年	7月	2日	理事会承認（改訂）
2010年	9月	1日	庶務会計部会承認
2010年	9月	6日	理事会承認（改訂）
2011年	7月	6日	庶務会計部会承認
2011年	7月	11日	理事会承認（改訂）
2024年	8月	27日	庶務会計部会承認
2024年	9月	2日	理事会承認（改訂）

1. 総 則

- 1.1 本会に日本設計工学会武藤栄次賞を設ける。（以下、武藤賞という。）
- 1.2 武藤賞は、元武藤工業株式会社専務取締役武藤栄次氏より本会に寄贈された寄付金を基金とし、その篤志に応えるべく、設計工学および本会の発展に寄与する個人および団体に贈賞する。
- 1.3 武藤賞として、設計工学に関連する工業高等専門学校、大学学部ならびに大学院修士課程の優秀なる卒業生あるいは修了生に贈賞する優秀学生賞、企業あるいは研究機関における優れた製品あるいは研究装置の設計者に贈賞する優秀設計賞、および設計工学の発展に寄与する価値の高い出版物の出版に尽力した者に贈賞する Valuable Publishing 賞を設ける。
- 1.4 武藤賞の受賞者の資格は、原則として本会会員とする。

2. 優秀学生賞

- 2.1 優秀学生賞は、原則として本会正会員が3名以上所属する、設計工学に関連する工業高等専門学校および大学の各学科の当該年度の卒業生あるいは大学院修士課程の各専攻の当該年度の修了生のうち最優秀な学生1名に贈賞する。
- 2.2 優秀学生賞の受賞候補者の推薦は、当該学科あるいは専攻の長に依頼するものとし、その受賞候補者選出の方法については当該学科あるいは専攻の長に一任し、推薦書については別に定める本会の指定する様式による。
- 2.3 優秀学生賞受賞者は本会会員でなければならない。
- 2.4 推薦依頼は当該暦年度11月に行い、推薦書の受付は1月末日までとする。
- 2.5 提出された推薦書に基づき、受賞候補者を庶務会計部会長が理事会に推薦する。
- 2.6 理事会は庶務会計部会長の推薦を尊重し、合議の上、受賞者を決定する。
- 2.7 受賞の結果は当該学科あるいは専攻の長に2月中旬までに通知する。
- 2.8 受賞者には、本会から賞状、賞牌および賞品を贈呈する。その贈呈の時期ならびに方法は、当該学科あるいは専攻の長に一任する。
- 2.9 当該暦年度の翌年に開催される総会にて受賞者の発表を行い、総会終了後に本会会誌に掲載する。

3. 優秀設計賞

- 3.1 優秀設計賞は、本会正会員が3名以上所属する企業あるいは研究機関において、優れた製品あるいは研究装置を設計した個人あるいは団体に贈賞する。
- 3.2 優秀設計賞の対象は、当該年度の5年前から当該年度12月末までに公表された製品あるいは研究装置とする。
- 3.3 贈賞は当該年度に5件以内とする。
- 3.4 優秀設計賞の受賞を希望するものは、別に定める優秀設計賞申請書により、本会庶務会計部会長宛に申請を行うものとする。
- 3.5 優秀設計賞の申請は、当該暦年度8月から12月まで受け付ける。
- 3.6 優秀設計賞の申請に対し、庶務会計部会長は理事会に武藤栄次賞優秀設計賞審査委員会の設置を発議し、理事会はこれを設置する。
- 3.7 優秀設計賞審査委員会の委員長は、理事会の議決により会長が指名する。
- 3.8 優秀設計賞審査委員会は別に定める武藤栄次賞優秀設計賞審査委員会規程に基づいて受賞候補者を選出し、理事会に推薦する。
- 3.9 理事会は武藤栄次賞優秀設計賞審査委員会の推薦を尊重し、合議の上、受賞者を決定する。
- 3.10 受賞者の発表は、当該暦年度の翌年に開催される総会にて行い、総会終了後に本会会誌に掲載する。
- 3.11 贈賞は、当該暦年度の翌年に開催される総会において行うことを原則とする。
- 3.12 表彰は、賞状および賞牌の授与をもって行う。ただし、賞状は受賞者個々に、賞牌は1個のみを贈呈する。なお、受賞者が賞牌の追加を希望する場合は受賞者負担で製作する。

4. Valuable Publishing 賞

- 4.1 Valuable Publishing 賞（以下、VP賞という）は、設計工学の分野における学術研究および教育の成果の広汎な公開を奨励することを目的として、設計工学の発展に寄与する価値の高い出版物を対象とし、その出版に尽力した者に対して贈賞する。
- 4.2 VP賞の対象は、当該年度の3年前から当該年度12月末までに刊行された出版物のうち、本会会誌「設計工学」および本会の主催する研究発表講演会の講演予稿集を除く出版物とする。
- 4.3 VP賞の受賞者は本会会員とし、贈賞出版物の企画、構成、執筆、校正などの実務に携わったものとする。
- 4.4 VP賞の贈賞は原則として毎年1件とするが、優位差を付け難い価値ある出版物が多い場合には上限3件としてそれらに贈賞することができる。
- 4.5 贈賞に適する出版物がない場合には、「該当出版物なし」として、その年度に賞は贈らない。
- 4.6 VP賞の贈賞を推薦しようするものは、別に定めるVP賞推薦書と共に対象出版物5冊を添えて、本会庶務会計部会長宛に申請を行うものとする。なお、提出出版物は応募者から希望があれば応募者負担で返却する。
- 4.7 VP賞の推薦は、当該暦年度8月から12月まで受け付けるものとし、自薦を可とす

る。

- 4.8 VP賞の推薦に対し、庶務会計部会長は理事会に武藤栄次賞 Valuable Publishing 賞審査委員会（以下、VP賞審査委員会という）会の設置を発議し、理事会はこれを設置する。
- 4.9 VP賞審査委員会の委員長（以下、VP賞審査委員長という）は、理事会の議決により会長が指名する。特別の事情がある場合を除き、庶務会計部会長がこれにあたる。
- 4.10 審査委員長は、別に定める武藤栄次賞 Valuable Publishing 賞審査委員会規程に基づいて審査委員会を主宰し、VP賞の候補出版物の審査を行い、当該暦年度の翌年に開催される総会の2ヶ月前の理事会に受賞候補出版物および受賞候補者を推薦し、委員会を解散する。
- 4.11 理事会は出版部会長の推薦を尊重し、合議の上、受賞者を決定する。
- 4.12 受賞者の発表は、当該暦年度の翌年に開催される総会にて行い、総会終了後に本会会誌に掲載する。
- 4.13 贈賞は、当該暦年度の翌年に開催される総会において行うことを原則とする。
- 4.14 表彰は、賞状および賞牌の授与をもって行う。ただし、賞状は受賞者個々に、賞牌は1個のみを贈呈する。なお、受賞者が賞牌の追加を希望する場合は受賞者負担で製作する。

附 則

この規程は2005年11月8日より施行する。

この規程は2006年3月6日より改訂、施行する。

この規程は2007年9月2日より改訂、施行する。

この規程は2010年9月6日より改訂、施行する。

この規程は2011年7月11日より改訂、施行する。

この規程は2024年9月2日より改訂、施行する。